

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度

社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同胞援護会
金沢愛児園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	金沢愛児園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	斎藤 三恵
定員(利用人数):	120名(119名)
所在地:	〒236-0022 横浜市金沢区町屋町16-23
TEL/FAX :	045-781-8432 / 045-786-0977
ホームページ:	http://www.kanagawa-doen.jp/kanazawa-aijen
開設年月日:	1945年10月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会

職員数	常勤/非常勤	常勤:28名	非常勤:11名
	専門職員(名称)	保育士:29名	看護師:1名
		栄養士:2名	調理師:3名
		保育補助:1名	事務員:2名 業務員:1名

施設状況

保育室:7室 プレイルーム:1室 トイレ:3カ所 調理室:1室
事務室:1室 ホール:1室 相談室:1室 研修室:1室 休憩室:1室
園庭:あり

③理念・基本方針

〈保育理念〉

- 1 児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的にすすめる。
- 2 地域社会との連携を図り、全ての子育て家庭の支援を行う。

〈園目標〉

- 1 笑顔で元気に挨拶ができる子
- 2 心もからだも健康で思いやりのある子
- 3 のびのびと表現できる子

〈保育方針〉

- 1 溫かい雰囲気の中で、子ども一人ひとりが尊重され安心して自己を発揮できる環境を提供していきます。
- 2 挨拶や返事、ありがとう、ごめんなさい等、日常に必要な言葉が自然に身につくよう日々のコミュニケーションを大切にしていきます。
- 3 地域の方々との様々な関わりを通して、思いやりや感謝の心を養い、社会性を育んでいきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

京浜急行線「金沢文庫」と「金沢八景」のほぼ中間、閑静な住宅街の中に位置しています。広々とした園庭、自然豊かな散歩コース、と環境に恵まれた中で下記の取組を行っています。

- 1 のびのびと身体を動かして遊ぶ…広い園庭には、アスレチック、ブランコ、鉄棒、雲梯など、年齢に応じて遊びながら身体の使い方を知っていくことができます。おにごっこやドッジボール、リレーなど年長児が遊ぶ姿に刺激を受け、年中児が自然に参加する姿があります。園庭にはプールがあり、今年の夏も感染予防対策を取りながら、水に触れて楽しみました。幼児クラスは、外部講師による体操教室があり、鉄棒やマット運動、跳び箱などに挑戦しています。雨天の日でも、広いホールがあり体操やリズム遊びを行っています。
- 2 自然に触れる…園庭にある花壇や畑では、花や野菜(ピーマン、とうもろこし、さつま芋など)を育て収穫し、いただきます。虫探しや葉っぱを拾ったりも楽しみのひとつです。
- 3 主体性を大切にした保育…運動会や発表会、お店屋さんごっこなどの行事はもちろん、日々の保育でもこども自身のやりたい気持ちを引き出し、一緒に考えています。こども一人ひとりが安心して自分を發揮できる場を作るようになっています。
- 4 地域に向けた活動…法人で『ぽっぽサポート同援ジャー』を立ち上げ、子育て支援や地域に向けた相談事業を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和4年7月11日	訪問調査日:令和4年11月22日
	評価結果確定日:令和5年2月6日	
受審回数(前回の時期)	1回(前回:2017年度)	

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1) 恵まれた保育環境で子どもがのびのびと育っています

園は歴史と文化に恵まれた閑静な住宅地に立地しています。子どもたちの散歩コースには、鎌倉時代の多くの史跡や海に面した大きな公園などがあり、文化財と自然が融合した環境で子どもたちは過ごしています。広々とした園庭には、大きな滑り台、雲梯、ブランコ、鉄棒、コイルトンネル、はんとう棒（のぼり棒）、砂場などの遊具やシャワー設備のあるプールが設置されています。幼児クラスの子どもたちは登園すると、すぐに園庭に飛び出して遊んでいます。園舎には年齢ごとの保育室の他に、一時保育室、相談室、研修室、舞台付きの広いホールなどが確保され、用途に応じて使用ができます。築年数は経過していますが、園舎内外は手入れや清掃が行き届いています。雨天には広いホールで体操やリズム遊びをして体を思い切り動かすことができます。看護師、栄養士、調理師の資格を持つ専門職が配置され、子どもの健康や食の安全に万全を期した体制をとっています。恵まれた環境の中で子どもたちはのびのびと育っています。

2) 子どもが地域社会と関わる保育を進めています

地域にある保育所として地域社会との関わりを大切にしています。園では、園庭開放、赤ちゃんの駅（おむつ交換の場を提供）、遊ぼう会（親子の保育体験等）、子育て相談等に取り組み、地域の子育て支援をしています。区民の夏祭りへ保育士を派遣して地域の活性化に貢献したり、地域の子育てサロンに出張して地域の子どもに遊びの提供も行っています。また、今年度はコロナ禍で難しくなっていますが、子どもたちが高齢者とのふれ合い会に参加したり、デイサービス事業所への訪問や近隣住民を保育所に招待しての食事会開催の実績があり、地域との関りを通して子どもたちが様々な経験ができる機会を提供しています。

3) 事業計画を保護者へ周知することが期待されます

事業計画は、職員参加のもと適切に策定されています。しかし、事業計画についての保護者周知が十分ではありません。事業計画の主な内容は保護者に周知し、理解を促す取組が必要です。保育の内容のほか、施設・設備を含む環境整備等も子どもや保護者の生活に密接に関わる事項です。主な内容について分かりやすい資料を作成して配布したり、懇談会等で説明されることを期待します。

4) 研修計画には具体的な目標を明文化することが望まれます

法人研修、園内研修、外部研修の計画を策定しており、研修計画にもとづいた研修を実施しています。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修も適切に計画されています。しかし、基本方針や計画の中に職員に必要とされる具体的な知識、技術の内容、専門資格について具体的な目標が明記されていません。体系的な計画の策定も求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審に当たり、職員全員がグループに分かれて自己評価を行いました。それぞれの自己評価をまとめていく中で、「これはできている」「実践している」と思っていることについて掘り下げていくと、「本当にできているのだろうか?」という疑問点が生まれました。ひとつひとつ見直しを行い、改善できることに取り組んでいく中で、改めて「子ども主体」の重要性を感じました。子どもひとりひとりが安心して生活ができ、自己を發揮できる場になっているだろうか、と振り返り、そこで課題が見つかりました。当たり前に行ってきたことを見直すことはなかなか難しいですが、第三者評価の機会があつたことで、職員の気付きが増え、改善に取り組むことができたと感じております。引き続き「子どもの権利・主体性」について園内研修を行い、質の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変化した保育現場ですが、今後の動向により、休止していた地域交流等を再開できるよう取り組んでいきたいと考えています。

今回の受審に当たり、アンケートにご協力いただいた保護者の皆様、有意義なアドバイスをいただいたフィールズの評価委員の方々には心よりお礼申し上げます。

未来ある子どもたちの保育という仕事に誇りを持ち、皆様に愛される保育園であるよう、これからも努力してまいります。
ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の

3段階に基づいた評価結果を表示する。

*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果	
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

ホームページには、法人の理念、保育方針及び保育目標が載っています。パンフレットには、保育目標と保育方針、さらに園のしおりには、保育理念、園目標、保育方針が掲載されています。保育理念には、子どもの人権や主体性の尊重、地域社会との連携を掲げています。職員は、職員会議等でこれらの考え方を確認し合い、保護者には懇談会等で伝えていました。しかし、理念や基本方針の周知状況の確認は十分なものにはなっていません。園のパンフレットにも保育理念を掲載するなど積極的な周知に取り組まれることを期待します。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果	
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。